

花 菖 蒲 ノ 會 会 報



令和6年
12月25日
第26号

**鷹司統理より田中理事を
総長に指名した理由を伺ふ**
指名の理由は、諸課題の解決
に向けて、斯界一丸となつた
態勢を構築するためである

■はじめに

鷹司統理は、十二月十二日
に開催された神社本庁の役
員会終了後、田中理事を総長
に指名されました。統理は十
月の評議員会においても、田中
氏は総長に指名しないと明確に
表明されてゐたことから、本会
では過日、直接鷹司統理に、こ
の度の真意をお伺ひしました。
当然ながら、統理の正常化に
向けたご意思はゆるぎないもの
であり、斯界の未来のために、
神社本庁憲章に基づいた本庁の
運営が急務であるとお考へを
お伺ひしました。関係者におか
れましては、尚一層、神社本庁
の正常化に向けて、ご理解とご
尽力をお願いするものです。

鷹司統理に伺ふ

Q 十月の判決確定から評議
員会にかけて、統理の周辺で
は様々な動きがありました。

十月の評議員会で、田中氏を
総長に指名はできないと表明し
てゐただけに、大変驚かれた方
もゐると思ひます。

私は統理就任以来、神社本庁
が様々な問題を抱へる中で、組
織が正常化し、公正、公平な運
営がなされることを願つてきま
した。令和四年の役員改選時に
は、それを担ひ得る適任者とし
て、芦原氏を総長に指名しまし
たが、ご承知の通り、裁判での
係争を経て、芦原氏の総長就任
は叶ひませんでした。

先の判決確定後、田中氏側は
私に対し、裁判の結果、統理は
役員会の議決に従はなければな
らないとして、田中氏の総長指
名を求めてきましたが、私は、

今回の確定判決は、統理が総長
を指名する権限を否定するもの
ではないとして、指名を拒否し
てきました。今もその法理は、
正しいものと考へてゐます。

Q 様々な憶測もありますが、
真意をお聞かせ下さい。

この度、私が田中氏を総長に
指名したのは、偏に神社本庁の
将来を考へ、宗教団体の代表者
として、組織の分裂状況を回避
するためのものであることをご
理解下さい。

神社本庁の正常化は私の願ひ
ですが、統理一人で出来るもの
ではなく、関係者全員の力が必
要です。しかし、総長選任問題
以来、正式な総長が決まらない
まま、神社本庁の将来や、その
あり方について議論されること
もありませんでした。

来年は役員改選があり、次の
三年間、第六十三回神宮式年遷
宮の国民奉賛や、本庁設立八十

周年などの重要案件を担ふ執行
部を選任することになります。
それに相応しい執行部を誕生
させるには、総長選任裁判でも
明らかとなつた神社本庁規程の
解釈を巡る問題も踏まへた上で、
神社本庁憲章に基づく真摯な議
論が不可欠です。

その為に、統理の意思として、
役員会の議決を尊重して田中氏
を総長に指名し、残任期間の庁
務を関連規定のもとで遂行せし
め、先づは神社本庁の将来を関
係者全体で議論してゆく下地を
つくり、次の執行部へと引き継
いでゆくことが必要急務である
と考へました。これが、私が田
中氏を総長に指名した理由です。
Q 神社本庁は公式ホームペ
ージに、「総長指名に関する
お知らせ」を公開し、田中氏
の総長指名に至る経緯とと
もに、芦原理事側の処分にあ
りまして、
一言及してゐますが。

私が田中氏を指名した理由は
前述の通りです。

また、芦原理事や西高辻理事
に対する問責決議や他の関係者
に対する処分についても言及し

てみますが、それは、私が田中氏を総長に指名した本意とは、全く相容れないものであることを申し添へます。

統理の意思に反する 執行部の動きを正す

神社本庁は、鷹司統理の総長指名を受けて、十二月十六日より公式ホームページに、「総長指名に関するお知らせ（判決確定及びその後の状況について）」を掲載してあります。

その中で、総長選任裁判の判決確定を受けて、

「役員会が総長を実質的に決定する」「統理の指名という行為も、実質的には役員会の判断で行われる」というものであるとの司法判断が確定したことになります。

(略)

本年10月2日の最高裁決定後も、一部の神社本庁関係者により、確定判決の趣旨は役員会の議決通りの指名が必要というものではない、統理の指名権は否定されていない

いなどという主張が為されて混乱が継続していましたが、鷹司統理に対しては、庁規12条2項に関する司法判断の内容からすれば役員会の議決の通りに指名いただく必要があることをご説明しておりました。

といふ本庁側の見解を表明してありますが、信教の自由を保証する憲法二十条を根拠とする宗教法人法八十五条の条文に照らしても、本庁側が主張するやうな解釈の余地など有り得ません。そのことについては、会報第25号においても明確に解説してあるところですが、改めて同条文を次に掲示しておきます。

※宗教法人法八十五条

この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役員、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

鷹司統理のこの度の総長指名の理由は、判決の趣旨を曲解

した田中氏らの主張に依るものではなく、神社本庁を代表する統理の立場から、総長の指名権を行使したものです。

また、同ホームページの最後は、次のやうに結んであります。

合理性を欠いた庁規解釈に基づく根拠のない代表役員変更登記申請が神社本庁担当部署に伝えられることなく行われ、神社本庁の事務には多大な混乱が生じることとなりました。庁規解釈について議論が継続している中で強引に現状変更を試みるというのは、極めて不適切な行為であったと言わざるを得ません。その責任は重大であるとして、令和6年12月12日の神社本庁役員会において、登記申請を行った芦原高徳理事及びそれに協力した西高辻信良理事（本庁の正式な手続によらずに役員会及び評議員会議事録を作成）に対して、問責決議が議決されました。

本件に関する法的責任やその他関係者の責任については、今後さらに検討いたします。

芦原理事らの一連の行為は、当時の状況において、統理からの指名を受けての正当な手続きとしてなされたのであり、何ら法に抵触しません。統理の眼前において、統理の意思に真向から反するとともに、本庁諸規定のどこにも根拠のない「問責決議」を議決するなど、暴挙としか言ひやうがありません。

■をはりに

田中氏は統理に対し、執拗に総長の指名を求め続けてきましたが、指名を受けた後も、鷹司統理の真意を全く意に介さず、統理の補佐といふ総長の役割を放棄し、役員会の多数決を以て庁務を遂行しようとしております。このままでは、式年遷宮をはじめとする重要課題に、斯界が一丸となつて取り組むことなど、出来るはずはありません。

私どもは従前から表明してある通り、最高議決機関である評議員会において、一連の問題について徹底的な議論がなされ、解決に向かふことを切に望むものです。関係者におかれては引き続き、力強い正常化への声を挙げて戴くやうお願い致します。